

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて

令和4年12月5日号のフレッシュ情報でもお知らせしましたが、新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いは、原則、有効期間満了日が令和5年3月31日までの被保険者に限り、適用されます。

令和5年4月1日以降に有効期間満了日を迎える被保険者については、通常どおり更新認定を実施することとなりますが、本市では、令和6年3月31日までに有効期間満了日を迎える被保険者のうち、以下に該当する方について、例外的に臨時的な取扱いを適用しますので、お知らせします。

1 例外的に臨時的取扱いが可能な方

有効期間満了日が令和5年4月1日から令和6年3月31日までの被保険者のうち

①施設入所者（有料老人ホームやグループホーム等も含む）

②前回申請時に介護認定調査を受けられている方

（連続して臨時的取扱いとならない方）

のいずれかに該当する方

※ ①②のいずれにも該当しないが、やむを得ず調査をすることが不可能な場合は、事前に介護保険課にご相談ください。

2 その他

(1) 被保険者へ更新申請勧奨通知と一緒に送付する申請書で、前回介護認定調査を受けられているかが確認できます。円滑な窓口対応のため、被保険者へ送付する申請書をできるだけ使用してください。

(2) 「新型コロナウイルス感染症に係る介護保険要介護・要支援認定有効期間延長（合算）申出書」の様式が変更になります。例外的に臨時的取扱いを受ける場合は、介護保険課または支所の窓口で臨時的取扱いの適用を受けたい旨を申し出てください。例外対象かを確認の上、新様式をお渡ししますので、窓口でご記入ください。

問い合わせ先：介護保険課 認定担当

TEL：026-224-7891（直通）

FAX：026-224-5247（直通）